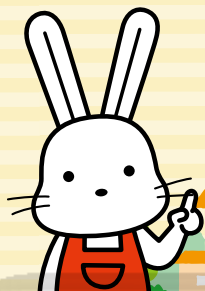


福島市空き家バンク制度 に登録しませんか？



空き家
バンク
とは

福島市空き家バンクは、空き家を有効活用するための情報提供を行うサイトです。

所有者は空き家物件を登録することができ、利用希望者は登録された空き家物件を、インターネット上で閲覧することができます。

※物件の売買契約等に、市は関与いたしません。

福島市内に空き家を所有し、
空き家の売買等を検討されている方は

ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

空き家バンクへの登録および利用の流れ

空き家所有者



- 空き家管理が大変！
- 空き家を売りたい！
- 空き家を貸したい！

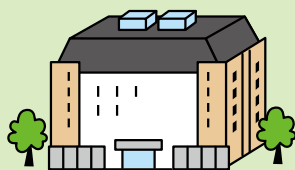
1 空き家物件の登録申込

空き家の売買・賃貸を希望する方は書類を市に提出してください。

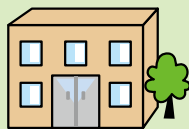
2 物件確認・掲載

不動産事業者が物件の現地確認をします。現地確認後、審査のうえ、正式に掲載となります。

空き家バンク



福島市役所



不動産事業者

利用希望者



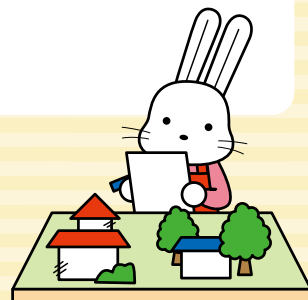
- 福島市に住みたい！
- 空き家を買いたい！
- 空き家を借りたい！

空き家物件情報の閲覧

買いたい、借りたい物件がありましたら、直接不動産事業者にお問い合わせください。
(一部、市に連絡する物件もあります。)

交渉・契約（不動産事業者）

※福島県宅地建物取引業協会福島支部、全日本不動産協会福島県本部



空き家バンクに関すること、空き家に関する相談はこちらへ
福島市五老内町3番1号 福島市役所
空き家対策係 TEL：024-535-1111（内線4203）

空き家バンクサイトは
こちらから



その空き家どうなるの？

平成 27 年に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。福島市では同法 6 条の規定により「福島市空家等対策計画」を策定し、これに基づいて空き家の発生予防や適切な管理を市民の皆さまにお願いしています。

空き家とは？

年間を通して日常的に利用されていない建物で、敷地や立木などを含みます。

空き家をそのままにしておくと、さまざまな問題が起こります。

たとえば…

建物が傷み、壁の倒壊や、屋根材飛散の危険があります。

不審者が侵入する可能性があります。

草木が繁茂し、隣家や道路に越境し周辺へ影響を及ぼします。

動物が住み着き、糞尿などの臭気で影響を及ぼします。

不法にゴミが捨てられ、景観や衛生面に悪影響がでます。

空き家を放置すると、地域の生活環境に悪影響を及ぼす恐れがあります。

空き家の管理をお願いします
空き家の管理は所有者・管理者の責任です！

相談内容に応じた空き家に関する問い合わせ先



空き家相談の種別	機 関 名	電話番号・受付時間
空き家の売買や賃貸	福島県宅地建物取引業協会 福島支部 (公社) 全日本不動産協会 福島県本部	024-531-7966 (9:00～17:00 土日、祝日を除く) 024-939-7715 (9:00～17:00 土日、祝日を除く)
県外からの移住者・震災の避難者対象の空き家のリフォーム補助の相談、空き家のインスペクション(診断)補助の相談	福島県県北建設事務所	024-521-2575 (9:00～17:00 土日、祝日を除く)
解体・リフォームについての相談	福島県建築士会 福島支部	024-536-0354 (9:00～16:30 水、土日、祝日を除く)
空き家の見回りや除草作業などについての相談	福島市シルバー人材センター	024-531-2511 (8:30～17:15 土日、祝日を除く)
家財処分の相談(一般ごみ)	福島市クリーンサービス協同組合	024-593-3841 (9:00～17:00 土日、祝日を除く)
空き家の相続・登記、財産管理、成年後見人についての相談	福島県司法書士会総合相談センター	0120-81-5539 (10:00～16:00 土日、祝日を除く)
空き家のローンについての相談	様々な銀行で空き家の解体等に利用可能な融資制度があります。詳しくは、各金融機関のホームページ等をご参照ください。	